

## 「児童生徒のみなさんへ」を提言するにあたって

平成26年2月19日に「障害者の権利に関する条約」が日本で効力を発揮するようになり、平成28年4月1日からは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されます。「障害者の権利に関する条約」に関しては、国連で条約が承認されてから、数年を経て世界で141番目の国としてやっと批准・承認された経緯もあり、関係者にとっては非常に大きな出来事でした。

条約及び法の大きな目的は、「障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現に向け、障害者差別の解消を推進する」ことにあります。

教育の分野ではどうでしょう。障害者差別の解消に先立って、教育に課せられた課題として「障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させる」「障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにする」などが明記されています。そして、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」とともに「障害のある子どもが十分に教育を受けられるための『合理的配慮』及びその基礎となる環境整備を進める」こととなっています。「合理的配慮」とは障害のある子どもが「他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使する」ために「個別に必要な」「適当な変更及び調整」を指し、今までにない新しい考え方であると説明されています。

しかし、私は、今まで学校が大切にしてきたこと、「学校に毎日通学し、安全安心に授業や行事に参加する。そのねらいや目的を一人一人が十分に達成することによって達成感や効力感を重ね、興味や関心の範囲を広げ、できることが増えたり、より上手にスムーズになったりする。意思表示や自己決定力、人と豊かに関わる力を身につけ、自立と社会参加という大きな目標を実現する」ことは何ら変わらないと思っています。

ただ、目標を実現するために、今以上に障害の実態や特性が異なる一人一人の教育的ニーズを把握し、必要かつ適当な変更や調整を行うことが求められるでしょう。複数の児童生徒が同じ教室で同じ課題に取り組んでいても、座席の位置や文字の大きさ、場合によっては課題の量や説明の方法などを変えることが必要です。このように学校を始めとする公的機関には「合理的配慮」の提供が義務づけられていることも知っておかなくてはなりません。

さて、児童生徒にとっては、どう変わるのでしょうか。本校のめざす児童生徒像「明るく・仲良く・たくましく」は、常に児童生徒の皆さんと共有してきためざす姿ではありますが、私たち教職員は、児童生徒が「自分もっている能力の伸長」が自らの権利であることを知ってほしいと思いました。そのことを分かりやすく伝えたいと思いました。そして、「児童生徒のみなさんへ」を記すことによって、私たち教職員の「障害者の権利に関する条約」「障害者差別解消法」の理念を実現する責務の表明としたいと考えています。